



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年6月12日(火) 第9607号

目次

	ページ
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課)	2
○所在不明通知(森林保全課)	2
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	3
監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	4

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年6月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年5月31日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぼればれ
- 3 代表者の氏名 中村昭典
- 4 主たる事務所の所在地 渋川市金井1841番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者の社会復帰、適正な医療、福祉及び社会的理解の向上に寄与することを目的とする。

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を中之条町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年6月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
吾妻郡中之条町大字太子字花園210の1、210の4	金子貞二郎	共有林
同	田村政七	同
吾妻郡中之条町大字太子字花園215の2	富沢武司	
吾妻郡中之条町大字太子字花園216、217の1、217の2、218	富沢 豊	
吾妻郡中之条町大字太子字楡木360	富沢久幸	
吾妻郡中之条町大字小雨字金蔵沢426の1	市川すい	
吾妻郡中之条町大字日影字下沢350の1	山本力	
吾妻郡中之条町大字小雨字足倉258	富岡亀二郎	共有林

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成28年2月23日群馬県告示第44号

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

平成30年6月12日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,830
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 305,182
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	9,737
甘楽郡	6,727
吾妻郡	16,172
利根郡	9,900
佐波郡	10,136
邑楽郡	27,727
前橋市	93,764
高崎市	103,578
桐生市	32,475
伊勢崎市	55,816

太田市	59, 148
沼田市	13, 823
館林市	21, 088
渋川市	22, 559
藤岡市・多野郡	19, 626
富岡市	13, 882
安中市	16, 868
みどり市	14, 131

■ 監査委員告示

◎群馬県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定により、包括外部監査人竹原正貴の監査の事務を補助する者の氏名等を次のとおり告示する。

平成30年6月12日

群馬県監査委員 丸山幸男
同 林章
同 萩原渉
同 水野俊雄

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
北原陽子	群馬県甘楽郡甘楽町大字福島1337番地1	平成30年6月12日～ 平成31年3月31日
中村健一	東京都豊島区駒込一丁目14番2号カーサ木戸坂602号	平成30年6月12日～ 平成31年3月31日
武藤善行	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田780番地1	平成30年6月12日～ 平成31年3月31日
古平弘樹	群馬県前橋市川原町一丁目38番地1	平成30年6月12日～ 平成31年3月31日
平賀真明	群馬県太田市中根町146番地2	平成30年6月12日～ 平成31年3月31日
村越芳美	群馬県高崎市江木町1040番地2テレスハラ403号	平成30年6月12日～ 平成31年3月31日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
